

様式第 5 号（教育実習実施計画に関する書類）

教 育 実 習 等 実 施 計 画	
1	教育実習等の内容及び成績評価等
①	教育実習等の時期 4 年次 5 月～6 月
②	教育実習等の実習期間・総時間数 高等学校 2 週間（60 時間）
③	実習校の確保の方法 三重県教育委員会との連携により、主として三重県立高等学校を実習先として確保する。
④	実習内容 1. ガイダンス（教育実習全体の説明、実施のための諸注意） 2. 実習高校の計画並びに活動内容の説明（教育方針、カリキュラム計画、教職員の組織と活動、生徒の組織と活動、事務並びに施設の管理、PTA 活動） 3. 校内見学 4. 担当の学級等の決定 5. 学習指導の参観 6. 学習指導案の作成 7. 教育実習日誌の記入 8. 実習の実施 9. 研究学習指導 10. 研究会の開催 11. 特別練習授業とその講評、教育実習の総合的反省会への参加
⑤	実習生に対する指導の方法 各年次に対して教職課程ガイダンスを実施し、教職課程を履修し、教員となることの意義・心構えについて学部内の教員・教職課程運営委員会委員の教員・現職の高校の校長より説明する。また、1，2，3 年次のガイダンスでは、教育実習体験者である 4 年次生の体験談を語ってもらい、実習についての理解を深める。4 年次進級時のガイダンスに於いては、一人の教師として守らなければならないこと等、教育実習の内容について具体的且つ詳細な説明を行い、諸注意を与え、学校現場で生徒の教育に当たる自覚を促す。実習前に事前指導を実施する。実習中の特別練習授業に於いては、指導教員が参加し、学生の授業を参観し、高校側の教員と意見交換を行い、後日、報告書を作成して学生の授業内容について全般的に感想を述べる。教育実習後、事後指導を行い、実習の振り返りを行う。さらに 10 月から翌年 2 月にかけての教職実践演習に於いては、学校見学、模擬授業などを行うことによりさらなる振り返りを行い、教員となる者としての資質を高める。

⑥ 実習の成績評価（評価の基準及び方法）

三重大学生物資源学研究科教職課程・学芸員養成課程運営委員会において、当該実習高校の各校長からの評価表による評価及び教育実習事前・事後指導の評価を合わせた総合成績をもって、評価を行う。

※（評価項目表を本計画書に添付する。）

2 事前及び事後の指導の内容等

① 時期及び時間数

4年次の4月中旬から5月中旬に事前指導（12時間）を、7月上旬に事後指導（4時間）を実施する。

② 内容（具体的な指導項目）

教育実習の一般的目的・意義，高等学校での教育実習の意義・目的，教育実習への心構え，全体計画，学習指導（教科学習指導を含む），生徒指導，教育実習の評価，教育実習生の心得，高等学校学習指導案

3 教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等（以下「委員会等」という。）

① 大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等

・ 委員会等の名称

三重大学教職課程・学芸員養成課程委員会

・ 委員会等の構成員（役職・人数など）

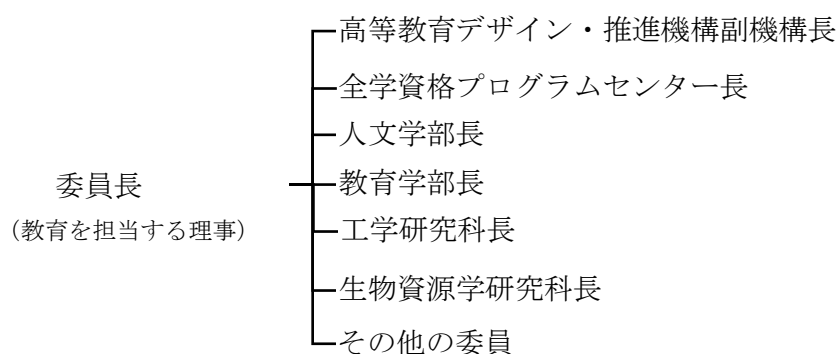
教育を担当する理事，全学資格プログラムセンターを掌理する高等教育デザイン・推進機構副機構長，全学資格プログラムセンター長，人文学部長，教育学部長，工学研究科長，生物資源学研究科長，その他委員会が必要と認めた者

・ 委員会等の運営方法

委員会に委員長を置き，理事をもって充てる。委員長は，委員会を招集し，その議長となる。委員会は，委員の過半数の出席をもって成立し，議事は，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。委員会の庶務は，学務部教務チームにおいて処理する。

【委員会の組織図】

三重大学教職課程・学芸員養成課程委員会



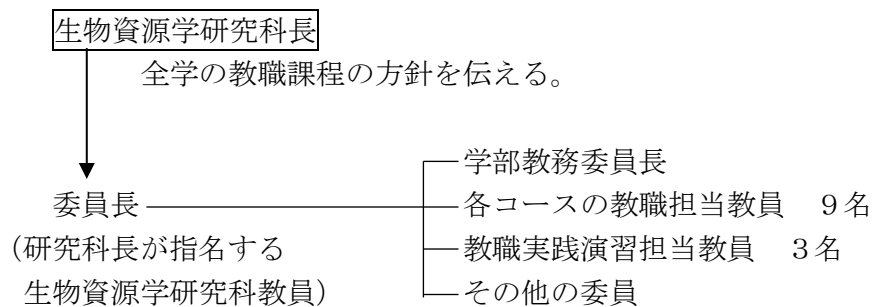
② 大学外の関係機関（三重県教育委員会・三重県内公立農業・水産高等学校）との連絡調整等を行う委

員会等

- 委員会等の名称
生物資源学研究科教職課程・学芸員養成課程運営委員会
- 委員会等の構成員（役職・人数など）
研究科長が指名する生物資源学研究科教員（1名）、学部教務委員長、各コースの教職担当教員（9名）、教職実践演習担当教員（3名）、その他委員会が必要と認めた者
- 委員会等の運営方法
委員会に委員長、副委員長を置く。委員長は、委員会を招集し、その議長となる。委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。委員会が必要と認めたときは委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。委員会の庶務は、生物資源学研究科チーム学務担当において処理する。

【委員会の組織図】

生物資源学研究科教職課程・学芸員養成課程運営委員会



4 教育実習の受講資格

- 4年次生に限る。
- 教育実習までに、教科の指導法を含む教職専門科目は、原則としてすべて履修し、単位を修得していなければならない。
- 教育実習までに、取得希望免許状の教科の関係科目の単位はすべて修得しておくことが望ましい。

5 実習校

教育委員会名	三重県教育委員会	高等学校：70校
--------	----------	----------

教委第04-139号

令和4年12月9日

国立大学法人三重大学長

伊藤 正明 様

三重県教育委員会教育長



三重大学生物資源学部学生の教育実習について（回答）

このことについて、下記のとおり承認します。

記

承認事項	
内 容	三重大学生物資源学部の県立高等学校での教育実習の受入
実習期間	教職員免許法に定める必要な期間
実施方法	その都度、当該高等学校と大学で協議する
その他特記事項	
なし	

事務担当

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局

高校教育課 高校教育班

渡部 浩史

TEL 059-224-3002